

東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける住民の生活支援及び町内経済の活性化を図るため、東浦町商工会が実施する生活応援クーポン券に係る事業(以下「事業」という。)を補助すること目的とする東浦町生活応援クーポン券事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、東浦町商工会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、東浦町商工会が実施する事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、社会通念上、公金を財源とすることが不適切な経費については、経費の対象としない。

- (1) クーポン券の作成及び印刷並びに換金に係る費用
- (2) 事業の周知に係る費用
- (3) 事務費及び消耗品費
- (4) その他町長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 東浦町商工会は、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、事業の開始前に町長に提出するものとする。

- (1) 事業概要書及び計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付決定通知書(様式第2)を、適当でないと認めるときは東浦町生活応援クーポン券事業補助金不交付決定通知書(様式第3)を東浦町商工会に通知するものとする。

(概算払)

第7条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定により交付決定された補助金の額の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 東浦町商工会は、前項の規定による概算払を希望するときは、町長に東浦町生活応援クーポン券事業補助金請求書(概算払)(様式第4)を提出するものとする。

(変更申請)

第8条 東浦町商工会は、第6条の規定による交付決定を受けた後において、事業の内容に変更が生じた場合は、あらかじめ東浦町生活応援クーポン券事業補助金変更交付申請書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書及び計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、東浦町生活応援クーポン券事業補助金変更交付決定通知書(様式第6)により東浦町商工会に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により計画の変更を認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

4 町長は、前項の規定により取消し又は変更をしたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(実績報告)

第9条 東浦町商工会は、事業が完了したときは、東浦町生活応援クーポン券事業補助金実績報告書(様式第7)を、事業の完了した日から起算して30日以内に町長に提出するものとする。

2 東浦町商工会は、第7条第1項の規定により概算払で補助金の交付を受けているときは、前項の実績報告書に概算払精算書を添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、東浦町生活応援クーポン券事業補助金確定通知書(様式第8)により東浦町商工会に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 東浦町商工会は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町生活応援クーポン券事業費補助金請求書(様式第9)を提出するものとする。ただし、第7条第1項の規定により概算払で補助金の交付を受けているときは、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

2 東浦町商工会は、第7条第1項の規定による概算払で補助金の交付を受けている場合で、前条の規定により確定した補助金の額が既に交付を受けた額に満たないときは、その差額を町長に返還するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 町長は、東浦町商工会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

東浦町長

住所
団体名及び代表者氏名
連絡先
担当者

東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付申請書

東浦町生活応援クーポン券事業補助金の交付を受けたいので、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 _____ 円

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町生活応援クーポン券事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由

様式第4（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

住所
団体名及び代表者氏名
連絡先
担当者

東浦町生活応援クーポン券事業補助金請求書（概算払）

年 月 日付で交付決定のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

様式第5（第8条関係）

年 月 日

東浦町長

住所
団体名及び代表者氏名
連絡先
担当者

東浦町生活応援クーポン券事業補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のありました東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱の規定に基づき、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更前

交付決定額 金 _____ 円

2 変更後

交付決定額 金 _____ 円

3 変更理由

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町生活応援クーポン券事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、適当と認められますので、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第7（第9条関係）

年 月 日

東浦町長

住所

団体名及び代表者氏名

連絡先

担当者

東浦町生活応援クーポン券事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町生活応援クーポン事業補助金確定通知書

年 月 日付で申請のあった東浦町生活応援クーポン事業補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定しました。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第9（第11条関係）

年 月 日

東浦町長

住所
団体名及び代表者氏名
連絡先
担当者

東浦町生活応援クーポン券事業補助金請求書

年 月 日付で交付決定のあった東浦町生活応援クーポン券事業補助金について、東浦町生活応援クーポン券事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円